

団体・組織の概要

団体/会社名	株式会社エコエナジーラボ		
代表者	善養寺幸子	担当者	善養寺幸子
所在地	〒 121-0816 東京都足立区梅島 3-3-19 ECO DD FACTORY 1F TEL:03-5681-7687 FAX:03-5681-7785 E-mail:info@eco-elab.com		
設立の経緯 ／沿革	平成 18 年 4 月 20 日、設立。		
団体の目的 ／事業概要	1. 建築、環境、都市計画、まちづくりに関する政策、施策、制度の調査、企画、立案、アドバイス、サポート等のコンサルティング業務 2. 建築、空間デザイン、公園、都市デザイン業務 3. 建築、都市、社会、環境の調査、検査 4. 環境、都市計画、まちづくりに関する教授及び研究 5. 環境、都市計画、まちづくりに関するコンピュータソフトの企画、開発、販売、メンテナンス 6. 環境ビジネス、まちづくりや環境に関するコミュニティビジネスの企画、立案、実施、運営のサポート、アドバイス等のコンサルタント業務 7. 環境保全関連機器・製品の企画、デザイン、製造、販売、メンテナンス 8. 環境関連情報の収集、販売 9. 各種イベントの企画、立案及び実施 10. 書籍、出版物及び映像の企画、監修、制作、販売 11. インダストリアルデザイン、グラフィックデザイン業務 12. 広告代理店業務 13. 前各号に付帯する一切の事業		
活動・事業実績 (企業の場合は環境に関する実績を記入)	☐ eco japan cup 2006 環境ビジネス・ベンチャーオープンにおいて、ビジネスプラン「情報金利付金融商品 エコ森国産木材住宅・積立貯蓄&住宅ローン Home E-Forest」が、敢闘賞を受賞。 ☐ 平成 19 年「クールシティ・エコシティ普及促進勉強会」全 7 回を主催。 ☐ 同年、eco japan cup の事業モデルのカスタマイズの設計を行い、現在の形式にする。 ☐ 平成 20 年～21 年、新潟県新潟市の区画整理事業予定地のエコタウン構想案を作成。現在、CO2 排出削減等手法案の検証業務と、国土交通省の調査予算を受け、事業の実現化に向けて FB 調査を実施中。 ☐ 平成 21 年、「ECO うち ECO まちアカデミー」を開催。 ☐ 同年、オーガニックテーブル(株)から営業譲渡を受け、環境省「学校エコ改修と環境教育事業」のサポート本部を担う。 ☐ 平成 20 年度、21 年度、国立教育政策研究所より、「学校施設の環境に関する基礎的調査研究に係る環境対策モデルプラン作成補助業務を受託。		
ホームページ	http://www.eco-elab.com		
設立年月	平成 18 年	4 月	* 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日
資本金/基本財産 (企業・財団)	1300万円	活動事業費／ 売上高 (H20)	円
組 織	スタッフ／職員数 10 名 (内 専従 7 名) 個人会員 名 法人会員 名 その他会員 (賛助会員等) 名		

政策のテーマ

C02-25%を実現する横串政策 セクター別アプローチに変わる新たな政策
地域別アプローチ『森林吸収源配分と自治体間 CDM 制度』

■政策の分野

・①②④⑧⑨⑩

■政策の手段

・①②③⑪⑫⑬

団体名：株式会社エコエナジーラボ

担当者名：善養寺幸子／

■キーワード 温暖化防止 森林吸収源保全 排出権取引 地域活性化 国民全員参加

① 政策の目的

◆日本全体が一丸となって C02 削減の目標達成に取り組むための制度

森林吸収源を自治体別に配分し、自治体別 C02 排出枠と自治体間排出権取引を行い、日本全体で一丸となって、地球温暖化防止のための C02 排出削減の国際約束を果たす制度。

② 背景および現状の問題点

◆セクター別アプローチへの抵抗と限界

現在、日本政府は地球温暖化防止の策としてセクター別アプローチを提唱しているが、セクター別アプローチの場合、産業別に枠組みを課せることから既に努力して来た企業は不利になり、枠組みを課す産業と対象外となる産業が生じることに公平さを欠く。時代により産業構造の変化も見られ、持続可能な政策としても疑問視される。セクター別アプローチの場合、その産業の中での 使用エネルギーからの C02 削減が前提条件であるため、大幅な削減目標は効率化にも限界があり、生産量の抑制を行わなければならない実現できない。他の策として、海外から排出権を買ってオフセットするという方法もある。一見解決策のようにも見えるが、産業を維持するための排出権購入で海外にお金が行き渡り、本来国内に流れるべきお金を失うこととなり、回り回って日本経済の衰退を招きかねない。そのような背景から、経済団体は政府の政策に抵抗を示し、なかなか日本全体で一丸となって取り組む体制を築くことができない。しかしながら日本における産業分野の C02 排出量は大きく、産業界の協力なしでは目標達成は厳しい。

◆エクセルギー視点で見る日本のポテンシャル

ただ、この C02 排出の部門別の構造をエクセルギーの視点で眺めると新たな可能性も見えてくる。産業で使われるエクセルギーはその産業の目的のために利用される分と必要なく廃棄される部分とある。その両方で大きな C02 排出の数字を作り上げている。例えば、鉄鋼をあげるなら、鉄を溶解するために 1000℃ を超える熱を必要とし、その熱をつくるためにエクセルギーが投入される。

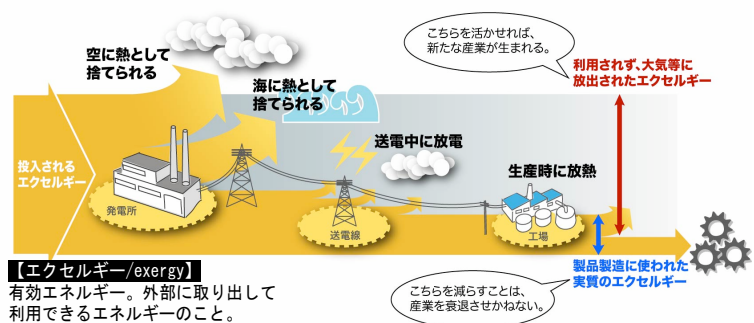
エクセルギーは溶解の役目を終えても、その周辺には漏れた熱として漂う他、鉄を冷却する水に移動し、高温の湯をつくる。しかし、このエクセルギーは産業としては価値のないものなので廃棄される。かたや、民生住宅部門での C02 の排出量の半分は給湯や暖房の熱をつくるためであり、そこへもまたエクセルギーが投入される。家庭に必要な温度は細菌処理を考慮しても 60℃。鉄鋼で廃棄される湯より遥かに低温である。

家庭で必要とするエクセルギーは、産業で捨てられるエクセルギーより遥かに少ない。

◆日本の現状の課題

民生（家庭部門）、産業双方が上手く組み合わせることができれば、鉄鋼産業の存在が民生部門の大幅な C02 削減とともに豊かな生活環境をもたらすことになる。しかしながら現状は、このような産業と民生を乗り越えた策を実現することは困難である。熱の融通一つ取っても、日本ではヨーロッパのように熱供給をインフラとして捉えていない。限定的な地域熱供給は行われているものの、設備整備のコスト、個々の消費者への供給のインセンティブや事業としての採算性など考慮すると、民間事業として発展していくことは現実的には困難であり、それを発展させるにはヨーロッパのように政策的に押し進めていく必要がある。このように、いつまでもセクター別アプローチで考えていると、横断的な対策が見えてこず、国全体での取り組みスタートすらきれない。そこに現状の政策課題がある。

エクセルギーフローイメージ



③ 政策の概要

◆ 自治体間排出権取引制度

本政策は、地球温暖化防止の国際約束を果たし、更なる“低炭素社会日本”を推進していくためには、セクター別ではなく、産業、民生、道路、都市とそれを抱え、統治する自治体こそが、日本の温暖化対策の中心となって進めていくべきであると考え。そのための新たなアプローチとして、自治体別に CO2 排出削減の責任を持たせる。そのための仕組みとして、国内だけの 自治体間排出権取引制度を創設する。現在、国が一括して所有する森林吸収源を地域へ配分し、自治体間で排出権の売買を行う取引所をつくる。森林吸収源量は 1990 年比-25%など目標値に設定し、排出量 - 吸収源 = 0になるよう取引を行う。0 バランスの取れなかった自治体は、オーバー量に応じた炭素税を国に納めなければならない。自治体は、地域対策に効果的な税制方式によってそれぞれ 独自の環境税を創設することが認められる。

この制度により、国内の目標排出枠を明確に示して、それぞれの地域に即した対策をそれぞれの地域の裁量によって行い、産官民連携して日本全体で丸となって目標達成に取組む体制が構築できる。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み

(1) 日本の地域別エネルギー使用実態と CO2 排出量の詳細データの集約（国全体の取組）

現在、国全体の CO2 排出量は発表されているが、現実としてその詳細は把握できていない。統一した測定調査方法が確立されておらず、個々の自治体が発表している数字も国全体の数字から人口等ではじき出した推定値であり、施策によって CO2 の削減が本当にできたかどうか掌握できない現状にある。排出権取引を行うために、地域ごとの正確な実測値を把握する「詳細データ測定制度」をつくり、併せてそのためのインフラ整備を行う。現在の温暖化対策法や省エネ法で事業者への報告義務が課せられているが、それを排出権取引に使えるようなデータとなるよう報告内容を検討する。それとともに、エネルギー供給事業者と連携して IT を活用した詳細データの集約システム等整備を行う。

(2) 集約した情報を管理する機関（財務省内情報庁）の設立

実測データをリアルタイムで管理する機関を設ける。排出量については排出地に属するものとするか、排出している法人の主となる納税地に属させるか、法人住民税納付額に応じて合計を配分するかは、ルールを協議する。

(3) 自治体間排出権取引制度（行政間 CDM 機構）の創設

国際排出権取引とは別に、行政制度として自治体間排出権取引制度を創設する。

(4) 排出枠の設定

排出権取引を経済的な市場で活発化させるには、排出量を制限するキャップの規制が伴わなければ成立しない。本提案の『自治体間 CDM 取引制度』もそこが要となる。枠組みとして、日本は既に国際約束として京都議定書があり、鳩山総理の国連での宣言にも明確な数字が入れている。それを国全体のキャップと定める。この取引制度は国内制度であることから、森林吸収源の取扱いに国際ルールで縛られることはない。そこで、目標値を森林吸収源に設定し、

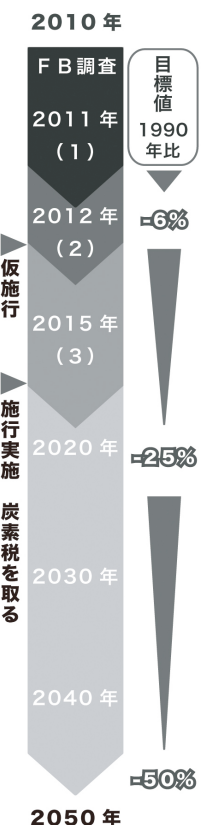
国内取引制度として、排出量と吸収源の相殺が0になることをキャップとする。

枠を守れなかった自治体は国に炭素税という違約金を支払う。国は国際約束の下、超過分の排出権を国際市場から購入しかないので、炭素税の論拠は立つ。炭素税を高く設定することが取引を活発化させるためにも重要となる。

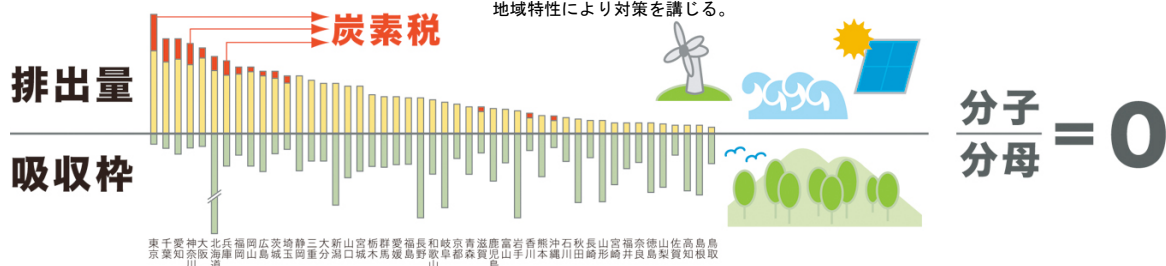
(5) 排出枠のキャップとなる森林吸収源（生物多様性保全源）を地域へ配分

削減目標値に吸収源量を定める→ 削減目標値÷森林面積＝吸収源元単位／平米とし、それぞれの地域に配分する。ただし、森林の荒廃状態から吸収源としてカウントできない森林もあるので、森林を一定寸法でグリット分けし、荒廃の状況に合わせて最良を1として 荒廃に応じて0.0という吸収量を減ずる係数を付加する。（※現在、林野庁はこれに類する情報を所有。）地域に森林吸収源を与えることで経済をもたらすことから、森林保全のインセンティブにもなり、森林を守り自然を保全してきた地域への誇りが蘇る。

スケジュール



※ 省エネルギーで削減するか、新エネルギーで補うかは地域特性により対策を講じる。



(6) 地域環境税の創設制度（国、都道府県、市町村）

地域がそれぞれの対策方針に基づき、政策を行うために必要な財源を確保するために、地域環境税の創設を促す、『地域環境税創設制度』を制定し、地域により違う方式の環境税が創設されても、社会の混乱や不公平等生じないよう協議機関（知事会議や市町村長会議がその役目を兼ねて可）を設ける。

(7) 地域環境税の創設推進制度

地域の環境税の創設を推進する制度をつくり、制度設計のための情報や知恵を提供、人材を派遣するなど地方自治体のバックアップする制度を創設する。

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

◆ 実施主体

国（財務省及び国税庁）、都道府県、市町村

行政間 CDM 機構※第 3 機関である必要なく、財務省内に設置可。

◆ 実施に関わる組織

林野庁：毎年の森林面積の公表を行い、森林吸収源の係数を特定する。

情報庁（財務省）：詳細データの集約、地域別排出量のデータ管理を行う。

⑥ 政策の実施により期待される効果

◆ 地域の実情に即した総合的な取組みの実施が期待される

本政策により地域ごとの総合的な排出量削減が制度として意味付けられると、各自治体は地域の実情に合わせた対策を検討する意識が高まる。産業側も地元地域と相談しながら、地域社会への貢献として自社の取組みを検討することができる。

<地元企業と連携した民生部門の省エネ推進や森林保全活動>

例えば、社員の住宅での省エネの促進や、従業員を使った森林保全活動など、地域全体での削減に貢献することで事業での直接の排出に関しては強要しない約束も可能となる。

<産業と民生（住宅部門）の熱の融通>

一方行政側は、地域での削減が事実上義務となるので積極的な対策を検討せねばならない。

冒頭、問題として述べたように産業と民生の熱の融通などは、行政が主導で行わなければ成立しない事業である。地域全体での産業と民生の熱の融通が大きな削減効果をもたらすのであれば、公共投資としてインフラの整備に環境税を充てる可能性もでてくる。

<環境税で特別擁護老人ホーム>

過疎地のような地域で森林による吸収源が経済を生み出したら、その費用で高齢化してきた村に特別養護老人ホームなどを建て、分散して一人暮らしをしていた高齢者を集約することで、エネルギーの削減とともに快適で安心安全の生活を提供することも可能となる。このような取組みは、国が環境対策に補助金を配る制度では成立しない。

◆ 様々な環境技術や環境関連サービスが開発される

それぞれの自治体で、環境税を持ち、地域に合わせた総合的な対策を講じるために多様な公共投資が行われるようになれば、大小様々な企業から環境技術や環境関連サービスが生み出される可能性がある。現状のような、国の環境対策として掲げられている事業は、太陽光発電であるとか、先端技術の研究や取組みなど、枠が大雑把で詳細を網羅していないことから、見捨てられてしまう技術や産業が数多く存在する。原子力発電のような一見大きな取組みが大きな効果を生むように、机上では思われるが、超長期的な「環境保全」という意味においては、個々のライフスタイルの見直しとともに、産業と地域民生との共存共栄、地域に即した面対策を地道に講じていくことが結果として、安定した持続可能な社会づくりとともに地球温暖化対策となる。地域地域で編み出される技術やサービスは、世界の温暖化対策の役に立つものとなり、これからの重要な輸出産物となる可能性もある。

◆ 民間の排出権取引も活発化する

本政策が実施されれば、全ての国民に排出枠が課せられたこととなる。個人のカーボンオフセットも地域の対策に貢献することとなる。中小企業も地域環境税の対象となり、税を払うのか排出権を購入するのが得なのか検討する機会も起こる。自治体そのものも約束を守るために民間の排出権取引を行う可能性もあり、いずれにせよ、現状より排出権取引は活発になる。

◆ 地域間連携が促進される

排出量の多い都市など、単なる市場での取引では安定した吸収源確保が難しいと可能性も出てくる。

都市と農村など地域連携することで総合して枠を守るという利益の一致があることで、新たな視点での道州制の枠組みも検討されてくる可能性もある。事実上の道州的関係が実施される可能性もあり、道州は隣接していない可能性も出てくる。

⑦ その他・特記事項

◆取引ルールの協議機関の創設 関係当事者が真摯に協議を行う機関を設け、国はそれを支援する。